



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*55 和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)..... 1

### ○ 告示

- 1361 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課)..... 3
- 1362 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 3
- 1363 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)..... 4
- 1364 // ( // )..... 4
- 1365 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定 (薬務課)..... 4
- 1366 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定 ( // )..... 5
- 1367 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 5
- 1368 県営中山間総合整備事業の工事の完了 (農業農村整備課)..... 7
- 1369 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課)..... 7
- 1370 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 7
- 1371 保安林の皆伐面積の公表 ( // )..... 8

### ○ 訓令

\*16 和歌山県職員勤務発明規程の一部を改正する訓令 (産業技術政策課)..... 8

## 規 則

### 和歌山県規則第55号

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則(平成11年和歌山県規則第109号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(指定特定施設入居者生活介護の指定の変更申請)

第3条の2 法第70条の3第1項の規定による申請は、別記第2号様式の2により行うものとする。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の2 (第3条の2関係)

指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事務所  
申請者の所在地  
名 称  
代表者の氏名

印

特定施設入居者生活介護の利用定員を増加したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

		介護保険事業者番号										
申請に係る事業所	名 称											
	所 在 地											
代 表 者	氏 名											
	職 名					生 年 月 日					年 月 日	
	住 所											
建 物 の 構 造 概 要	建物の構造											
	耐火建築物、準耐火建築物その他の別											
	介護居室の1室の最大定員											人
設 備 の 概 要	別添のとおり											
利用者の推定数	要介護者					人	要支援者					人
	変更前					人	変更後					人
申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態		別添のとおり										
受託居宅サービス事業者 (申請者が外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者である場合)	事業者の名称											
	事業者の所在地											
	事業所の名称											
	事業所の所在地											
協力医療機関	名 称											
	診療科名											
協力歯科医療機関	名 称											
変更予定年月日	年 月 日											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1361号

平成27年度団体内統合宛名管理システム機能追加・接続支援について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成27年度団体内統合宛名管理システム機能追加・接続支援 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成27年10月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社システム・エージ  
兵庫県伊丹市御願塚三丁目1番18号
- 5 落札金額  
25,380,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,880,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年9月4日

和歌山県告示第1362号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成27年11月17日指定した。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	恋愛天国パラダイス 12月号	09675-12	竹書房
コミック	恋愛白書パステル 12月号	19625-12	宙出版
コミック	ayaアヤ 12月号	18815-12	宙出版
コミック	月刊マガジンビーボーイ 12月号	18355-12	リブレ出版
コミック	ビーボーイゴールド2015 12月号	17779-12	リブレ出版
コミック	drapドラ 12月号	16695-12	コアマガジン

月刊誌	裏モノJAPAN 12月号	01805-12	鉄人社
月刊誌	実話ドキュメント 12月号	15115-12	マイウェイ出版
月刊誌	ファイナルボックス 12月号	17843-12	マイウェイ出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 12月号	02091-12	ぶんか社
月刊誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.92	02092-12	ぶんか社
月刊誌	CIRCUS MAX 12月号	04099-12	KKベストセラーズ
月刊誌	実話ナックルズ 12月号	04877-12	ミリオン出版

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第1363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700774	Po-zkk	紀の川市粉河1758-1	就労継続支援B型	特定なし	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成27.11.1

## 和歌山県告示第1364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410316	ケアセンターハマユウ	西牟婁郡白浜町941-1	居宅介護重度訪問介護	特定なし	株式会社シーヒューマン	大阪府大阪市中央区高津一丁目10番12号	平成27.12.1

## 和歌山県告示第1365号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「BUDDA仏陀」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

の

(2) 次の写真に示すとおり、被包に「ピーチちゃん」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(3) 次の写真に示すとおり、被包に「バナナくん」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(4) 次の写真に示すとおり、被包に「チェリィさん」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(5) 次の写真に示すとおり、容器に「High H III」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(6) 次の写真に示すとおり、容器に「xpoiz Soda II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(7) 次の写真に示すとおり、容器に「xpoiz Beda II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(8) 次の写真に示すとおり、被包に「N Phantom」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

## 3 施行期日

平成27年12月1日

### 和歌山県告示第1366号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第17条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 知事指定薬物

(1) 化学名 1- (2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) -N-メチルプロパン-2-アミン（通称名5-MAPDB）及びその塩類

(2) 化学名 (1- (4-フルオロベンジル) -1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノン（通称名FUB-JWH-018）及びその塩類

(3) 化学名 N- (4-フルオロフェニル) -N- (1- (2-フェネチル) ピペリジン-4-イル) ブタナミド（通称名p-fluorobutyrylfentanyl）及びその塩類

(4) 化学名 N- (1-アミノ-3-メチル-1-オキシブタン-2-イル) -1- (2-フルオロベンジル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名AB-FUBINACA 2-fluorobenzyl isomer）及びその塩類

## 2 指定理由

濫用することにより、興奮等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生じるため

## 3 施行期日

平成27年12月1日

### 和歌山県告示第1367号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称） ケーズデンキ和歌山店  
和歌山県和歌山市手平一丁目5番7号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年7月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,012㎡
- 6 駐車場の収容台数  
230台
- 7 駐輪場の収容台数  
46台
- 8 荷さばき施設の面積  
117㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
27.7㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時間 午前9時  
閉店時間 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成27年11月16日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成27年12月1日から平成28年4月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1368号

県営中山間総合整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営中山間総合整備事業 日向地区
- 2 確定年月日 平成18年3月30日
- 3 工事を完了した時期 平成27年3月27日

## 和歌山県告示第1369号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年11月19日に認可した。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第43号-1	日高郡日高町原谷字岩ノ谷68-1外1筆
平成27年度第43号-2	日高郡日高町志賀字大原2295-11
平成27年度第44号-1	日高郡由良町門前字松尾坪158外4筆
平成27年度第44号-2	日高郡由良町門前字太田坪341-1
平成27年度第44号-3	日高郡由良町衣奈字粟飯谷口222-2

## 和歌山県告示第1370号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡印南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1371号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,541.63
紀中地域水源涵養保安林	1,421.47
紀北地域水源涵養保安林	354.13
紀南地域土砂流出防備保安林	894.79
紀中地域土砂流出防備保安林	393.20
紀北地域土砂流出防備保安林	407.66
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	155.83

## 訓 令

## 和歌山県訓令第16号

庁中一般  
各地方機関

和歌山県職員勤務発明規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員勤務発明規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員勤務発明規程（平成19年和歌山県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県職務発明規程

目次中「勤務発明審査会」を「発明審査会」に、「第27条」を「第26条」に改める。

第1条中「した発明、考案、意匠の創作及び品種の育成」を「行った発明等」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明
- イ 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案
- ウ 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠の創作
- エ 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種の育成
- オ 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に規定する営業秘密の案出

第2条中第8号を削り、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「勤務発明をした職員」を「職員であって、その勤務に関連して発明等を行ったもの」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「職務発明」の次に「等」を加え、「勤務発明」を「職員が行った発明等」に改め、「当該発明」及び「属する発明」の次に「等」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。



(3) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権及び種苗法に規定する育成権者権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利及び種苗法に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- ウ 不正競争防止法に規定する営業秘密（技術上の秘密に限る。）を使用する権利（ア又はイに掲げる権利の対象となるものを除く。）

第3条を次のように改める。

（権利の承継）

第3条 県は、職員が職務発明等を行ったときは、当該職務発明等に係る知的財産権を承継する。

第4条の見出し中「勤務発明」を「発明等」に改め、同条第1項中「発明者は、勤務発明をした」を「職員は、その勤務に関連して発明等を行った」に、「勤務発明届」を「発明等届」に改め、同項第1号及び第2号並びに同条第2項中「発明」の次に「等」を加える。

第5条の見出しを「（職務発明等の認定）」に改め、同条第1項中「係る発明」及び「職務発明」の次に「等」を加え、同条第2項を削る。

第6条の見出し中「特許」を「知的財産権」に改め、同条第1項を次のように改める。

知事は、前条の規定により職務発明等であると認定した知的財産権（第2条第3号イに掲げるものに限る。以下この項及び次条第4項において同じ。）について、当該知的財産権の取得以外の方法により成果の普及を図る場合を除き、速やかに出願を行うものとする。

第6条第2項中「特許の出願を」を「出願を」に、「当該特許の出願名義の変更」を「出願人名義変更の」に改める。

第7条中「特許出願」を「出願（特許出願に限る。）」に改め、同条に次の3項を加える。

2 知事は、前条の規定により出願した発明等（第2条第2号オに掲げるものを除く。次条第1項、第10条及び第16条第1項において同じ。）について知的財産権（第2条第3号アに掲げるものに限る。）の取得及び特許法第48条の3の出願審査の請求を行わないこと（以下「出願等取下げ」という。）ができる。

3 知事は、前項において出願等取下げを行うときは、その旨を発明者に通知する。

4 前項の通知を受けた発明者は、自己の費用により自ら手続を行うことを条件に出願等取下げを行う知的財産権の譲渡を求めることができる。

第8条第1項を次のように改める。

発明者は、第12条第1項の通知（第5条の規定により職務発明等でないと認定されたものに限る。）を受けた後でなければ当該発明等につき出願を行ってはならない。ただし、緊急に出願を行う必要があるときは、この限りでない。

第8条第2項中「、特許出願」を「、出願」に、「当該特許出願」を「当該出願」に、「個人特許出願届」を「個人出願届」に改める。

第9条第1項中「第5条」を「第3条及び第5条」に改め、同条第2項中「認定し、又は決定する」を「認定する」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

（知的財産権の譲渡義務）

第10条 発明者は、知事が前条第1項において準用する第5条の規定により当該発明者の発明等について職務発明等であると認定したときは、遅滞なく譲渡書（別記第3号様式）及び譲渡証書（別記第3号様式の2）を所属長を経由して知事に提出し、当該発明等に係る知的財産権（第2条第3号ウに掲げるものを除く。次条、第14条第1項第2号及び第16条第1項において同じ。）を県に譲渡しなければならない。

（第三者に対する権利譲渡の制限）

第11条 発明者は、第12条第1項の通知（第5条の規定により職務発明等でないと認定されたものに限る。）を受けた後でなければ、当該知的財産権を第三者に譲渡し、又は第三者のために当該知的財産権について仮専用実施権若しくは専用実施権を設定してはならない。

第12条中「第5条第1項及び第2項」を「第5条」に、「又は決定したときは、その旨」を「の結果」に、「又は決定に係る発明」を「に係る発明等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の通知のうち職務発明等でないと認定を受けた発明者は、当該通知を受けた発明等に係る知的財産権を所有する。

第13条の見出しを「（職務発明等でない発明等）」に改め、同条第1項中「係る発明」及び「職務発明」の次に「等」を加え、「当該発明について特許を受ける権利又は特許権」を「当該発明等に係る知的財産権」に改め、同条第2項中「第5条及び」を削り、「勤務発明」を「発明等」に改める。

第14条中「、出願補償金」を「出願補償金」に改め、「補償金を」の次に「、実用新案、意匠又は品種に係る発明者に対し出願補償金として権利1件について5,000円以下の補償金を」を加え、同条第1号中「特許出願」を「出願」に改め、同条第2号中「特許を受ける権利」を「知的財産権」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、分割出願、出願の変更に伴う出願及び日本国以外の国への出願については、適用しない。

第15条第1項中「第5条第2項」を「第3条」に、「特許を受ける権利若しくは特許権」を「知的財産権」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により計算した金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第16条第1項中「第5条第2項」を「第3条」に、「特許を受ける権利又は特許権」を「知的財産権」に、「と決定した発明に係る特許出願等」を「発明等に係る出願」に、「申し出」を「申出」に改める。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定により計算した金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第18条第1項中「第16条」を「前条」に改める。

「第4章 勤務発明審査会」を「第4章 発明審査会」に改める。

第19条を次のように改める。

（発明審査会の設置）

第19条 知事は、職務発明等に関する事項を審議するため、発明審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

第20条第1号中「職務発明」の次に「等」を加え、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「異議申し立て」を「異議申立て」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第21条の見出し中「勤務発明審査会」を「発明審査会」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 会長は、本庁の局長又は環境衛生研究センター、工業技術センター、農業試験場、農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場、畜産試験場養鶏研究所、林業試験場若しくは水産試験場の長をもって充てる。

第25条の見出しを「（異議申立て）」に改め、同条第1項中「その発明」の次に「等」を加え、「第5条第1項」を「第5条」に改め、「又は同条第2項（第9条の規定により準用する場合を含む。）の規定による特許を受ける権利又は特許権の継承の決定」を削り、「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第26条中「、発明」の次に「等」を加える。

第27条を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第4条関係)

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

所 属

職・氏名

印

発 明 等 届

このたび下記の発明等（考案・意匠の創作・品種の育成・営業秘密の案出）をしたので、和歌山県職務発明規程第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 発明等（考案・意匠・品種・営業秘密）の名称
- 2 職務発明等であるかどうかの意見
- 3 関係書類
  - (1) 発明等の内容を詳細に記載した書類
  - (2) 発明等をするに至った経過を詳細に記載した書類
  - (3) その他知事が必要と認める書類

注 1 発明等が 2 人以上の職員によりなされたときは、発明者全員の所属及び氏名を連記すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

別記第2号様式中「個人特許出願届」を「個人出願届」に、「発明(」を「発明等(」に、「和歌山県職員勤務発明規程」を「和歌山県職務発明規程」に、「発明が」を「発明等が」に改める。

別記第3号様式中「和歌山県職員勤務発明規程」を「和歌山県職務発明規程」に、「職務発明と」を「職務発明等と」に、「下記の発明」を「下記の発明等」に、

「1 発明(考案・意匠・品種)の名称」を 「1 発明等(考案・意匠・品種)の名称」に、  
2 出願番号」

「発明が」を「発明等が」に改める。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式の2(第10条関係)

平成 年 月 日

譲受人

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県知事 様

譲渡人

住 所

氏 名

印

譲 渡 証 書

下記の発明等(考案・意匠の創作・品種の育成)に係る特許(実用新案登録・意匠登録・品種登録)を受ける権利(特許権・実用新案権・意匠権・育成者権)を和歌山県に譲渡したことに相違ありません。

記

- 1 発明等(考案・意匠・品種)の名称
- 2 特許(実用新案登録、意匠登録、品種登録)出願の番号

- 注 1 発明等が2人以上の職員によりなされたときは、発明者全員の住所及び氏名を連記すること。
- 2 発明等が職員以外の者との共同によりなされたときは、その者の同意書を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 (第13条関係)

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

所 属

職・氏名

印

譲 渡 申 出 書

【特許、実用新案、意匠及び品種の場合】

和歌山県職務発明規程第 5 条の規定により職務発明等でないと認定された、下記の発明等（考案・意匠の創作・品種の育成）に係る特許（実用新案登録・意匠登録・品種登録）を受ける権利（特許権・実用新案権・意匠権・育成者権）について県に譲渡することを申し出ます。

【営業秘密の場合】

和歌山県職務発明規程第 5 条の規定により職務発明等でないと認定された、下記の営業秘密を使用する権利を譲渡します。

記

1 発明等（考案・意匠・品種・営業秘密）の名称

注 1 発明等が 2 人以上の職員によりなされたときは、発明者全員の住所及び氏名を連記すること。

2 発明等が職員以外の者との共同によりなされたときは、その者の同意書を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に行われているこの訓令による改正前の和歌山県職員勤務発明規程第2条第2号に規定する勤務発明に係る手続については、なお従前の例による。